

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和39年11月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	矢板市	職員数 (H24. 4. 1現在)	10
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業に属する事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであると。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	91円（21年度）	財政力指数	0.754（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（ 年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（ 年度）
経常収支比率（%）	90.5（21年度）	実質公債費比率（%）	12.5（21年度）
		将来負担比率（%）	94.8（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担率については平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率についてその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合に構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除しそれにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示あったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成4年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	矢板市水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成24年度～平成28年度
計 画 策 定 責 任 者	矢板市長 遠藤 忠
既存計画との関係	矢板市水道事業経営健全化計画（平成19年度～平成23年度）
公表の方法等	広報「やいた」・ホームページ・市議会全員協議会に説明
基 本 方 針	目標とする「安定供給」・「サービスの向上」・「経営の安定化」に向け、水道事業の直面する諸課題に的確に対応するため、効率的に、市民の視点、長期的視点に立った事業運営を展開する。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成23年度は、震災により料金収入が落ち込み大幅な減収となったものの、収入については、ほぼ横ばいの状態である。「第2次21世紀矢板市総合計画」に基づき今後の給水人口を微増と見込んではいるが、節水意識の高まりなど、水需要の減少に伴い料金収入の確保は厳しさが予想される。一方、支出については、施設の改修や更新が中心であり建設改良費の割合は低下しているものの、減価償却費、企業債元利償還金の合計が4割を超えており、当分高い割合で推移すると見込まれる。これらの支出を経営努力により大幅に圧縮することは困難である一方、安定給水の確保のためには、災害対策・施設の耐震化と併せ、老朽施設の修理、更新を進めていかなければならないという厳しい財政状況にある。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 資本投資の抑制</p> <p>創設期、拡張期に整備した施設に老朽化が見られ、耐震化も実施されていないことから、更新需要が増加することが見込まれるが、長期的視点に立ち、計画的・効果的な改修更新を進める。</p> <p>課 題 ② 民間的経営手法等の導入</p> <p>料金収入等の民間委託、土曜日窓口開設の実施等サービスの向上を図ってきたが、徴収方法について再検討し、さらに料金未収金の解消を図る。民間に委ねることにより効率が期待できるものについては、委託を拡大する。</p> <p>課 題 ③ 給与水準、定員管理の適正、合理化</p> <p>財政健全化計画、部門統合等により定員の削減を行ってきたが、人事配置の検討、情勢の変化に合わせた見直し、民間委託拡大等によりさらに削減を図る。</p> <p>課 題 ④ 維持管理費等サービス供給コストの削減・合理化</p> <p>浄水場運転管理、水源、配水池の一括管理委託により経費を削減してきたが、施設・設備・契約の見直し等さらなる改善はないか検討する。</p> <p>課 題 ⑤ 市民サービスの充実</p> <p>部門統合による窓口の一本化、土曜日の窓口開庁等、お客様サービスの充実を図ってきたが、さらに水質情報や各種サービス情報等水道事業に関する情報を広報「やいた」・ホームページ等で積極的に発信する一方、お客様ニーズを的確に把握し、事業に反映する。</p>
留 意 事 項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円,%)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
区 分	資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 費	436	91	98	90	70	301	100	100	100	100
		2. 他 会 計 出 資 金	42	45	41	36	29	21	12	7		
		3. 他 会 計 補 助 金					6					
		4. 他 会 計 負 担 金	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
		5. 他 会 計 借 入 金										
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	18	15	10	10	89	89	10	10	10	10
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
		8. 工 事 負 担 金	6	23	10	12	12	14	15	15	15	15
		9. そ の 他	23	18	15	19	16	16	20	20	20	20
	計 (A)	527	194	176	169	225	443	159	154	147	147	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	527	194	176	169	225	443	159	154	147	147	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	266	253	403	305	399	359	300	300	300	300
		うち 職 員 給 与 費	23	24	20	23	23	23	23	23	23	23
		2. 企 業 債 償 還 金	529	226	209	214	213	408	200	197	190	184
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他						1	1	1	1	1	
	計 (D)	795	479	612	519	612	768	501	498	491	485	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	268	285	436	350	387	325	342	344	344	338		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	259	277	307	285	281	281	280	280	280	280	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額											
	3. 繰 越 工 事 資 金											
	4. そ の 他	9	8	129	65	106	44	62	64	64	58	
計 (F)	268	285	436	350	387	325	342	344	344	338		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	2,786	2,651	2,539	2,416	2,273	2,166	2,066	1,969	1,879	1,795		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度) (決 算)	平成20年度 (計画前4年度) (決 算)	平成21年度 (計画前3年度) (決 算)	平成22年度 (計画前々年度) (決 算)	平成23年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	23	9	9	9	9	8	8	8	8	8
	うち 基 準 内 繰 入 金	15	9	8	8	8	8	8	8	8	8
	うち 基 準 外 繰 入 金	8		1	1	1					
資 本 的 収 支 分	44	47	53	38	38	24	14	10	2	2	
	うち 基 準 内 繰 入 金	26	25	32	20	22	12	8	6	2	
	うち 基 準 外 繰 入 金	18	22	21	18	16	12	6	4		
合 計	67	56	62	47	47	32	22	18	10	10	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	97.7	100.0	101.4	106.9	94.1	103.8	105.7	106.0	106.5	107.1
資本費 (円又は%)	96.2	87.7	90.9	87.1	88.2	86.4	83.3	82.8	82.1	81.3
総収支比率(法適用) (%)	103.2	103.6	105.0	104.3	98.9	105.9	108.6	108.9	109.4	110.0
経常収支比率(法適用) (%)	103.5	104.3	105.3	111.2	98.0	106.1	108.9	109.3	109.8	110.3
営業収支比率(法適用) (%)	121.1	118.7	119.2	125.3	109.0	117.9	120.8	120.8	120.8	120.8
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.2	1.3	1.3	1.3	1.4	1.2	1.2	1.2	1.2
	うち基準内繰入金 (%)	2.1	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	うち基準外繰入金 (%)	1.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	8.3	24.2	30.1	22.5	16.9	5.4	8.8	6.5	1.4
	うち基準内繰入金 (%)	4.9	12.9	18.2	11.8	9.8	2.7	5.0	3.9	1.4
	うち基準外繰入金 (%)	3.4	11.3	11.9	10.7	7.1	2.7	3.8	2.6	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	お客様サービスの向上や水道事業の健全経営を図るため、必要に応じて水道料金の見直しが必要であるとする。料金改定は、施設改良費の需要額と経営状況を見極め、お客様ニーズを的確に把握した上で、慎重に行う。給水人口は、微増と予測しておりますが、節水意識の向上と節水器具の普及等から水道料金は現状維持の見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	寺山ダム建設に係る負担金に伴う企業債償還金が減少するので、これに対する一般会計からの繰出金も減少する。平成26年度で前述の企業債の償還が終了するので、平成27年度以降は、基準内繰入金のみとなる予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	寺山浄水場関連施設の更新、第一農場配水区と第二農場配水区の統廃合及び災害対策及び水源施設の耐震化を予定している。資産についての売却の予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	企業債の発行については、必要最低限に抑えており、利率についても今後しばらく2%前後(30年償還)が予想されることから、償還金(元金分、利息分)について少しずつ減少することが予想される。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	①、②、③、④	事務事業の見直しや委託業務の拡大に努め、経費の節減を図る。水需要に対し、能力が過大である施設については、更新時に適切な規模に見直す。企業債の発行は、必要最小限に抑え、後年度負担とのバランスを考慮しながら対応する。
○ 定員管理	③	定員管理については、民間委託、事務事業・組織機構の見直し、スタッフ制の導入により削減を行っており、平成21年度にも1名削減し現在は10人体制で水道事業を対応している。今後も委託内容の見直し等により、人員削減についての検討は継続していくが、災害対策・水道施設の耐震化に取り組む必要があり、当分の間は、人員は現状維持とする。
○ 給与のあり方	③	水道職員の平均年齢は、平成19年度は47歳で平成23年度は41歳10月であり、平成19年度との比較で平成23年度の給与・諸手当は、1,630万円の減となっている。給与水準は適正であり、今後も、給与支給総額の抑制に努め、平成23年度比較100万円減を維持する。手当に関しては、事務事業の見直しにより、時間外手当(災害時以外)等の削減に努め、平成23年度比較100万円減を維持する。
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	特殊勤務手当の見直し、55歳昇給停止、旅費の見直し(日帰り日当の廃止)は実施済みであり、管理職手当の一部削減は平成11年度から継続して実施している。なお、地域手当は支給していない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	技能労務職については、平成20年度をもってゼロとなった。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	平成16年度退職特別昇給の廃止。退職手当については、今後も国に準じた取扱いとする。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	福利厚生事業は必要最小限とし、共済組合負担金の事業主負担に関しては、適正に負担していく。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①、④	老朽化施設の更新の際は、水需要の動向に十分配慮し、配水ブロック・水道施設の統廃合と併せて検討しながら、無駄のない適正規模での施設整備に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	水道施設の維持管理については、平成元年度から民間委託しており、契約更新と合わせて委託範囲の拡大を行ってきた。料金収納業務については、平成16年度から民間委託しており、収納率とお客様サービスの向上に努めた。今後も民間委託は継続するが、内容の見直しと委託業務の拡大を検討し、経費の節減を図る。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	④	水道料金については、平成7年度を最後に引き上げを行っていないが、料金の引き上げについては、経費節減と収納率を図り、施設整備等に係る経費を十分に把握し、その上で必要である場合は、検討する。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	⑤	経営、水質、各種サービス等の情報を積極的に、広報「やいた」・ホームページで随時提供する。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	⑤	広報「やいた」・ホームページで随時提供する。
○ 行政評価の導入	⑤	平成16年度 導入。事務事業評価・施策評価・政策評価をホームページで公開している。
4 その他	①、⑤	お客様の多様化するニーズの把握に努め、資本投下の優先順位等に反映させる。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>事務事業の見直しや委託業務の拡大に努め、経費の節減を図る。職員数に関しては、十分な削減を行っているので、水道技術の継承の観点からも現状維持とする。職員配置については、人事担当課にバランスのとれた人員を要望し給与・手当等支給額は平成23年度比較200万円減の維持を目指す。委託業務の更新・水道システムの更新の際は、競争入札を基本とし、経費の節減（委託料：更新時に100万円（/年）の節減、水道システムリース料：更新時に100万円（/年）の節減）に努める。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>老朽化施設の更新の際は、水需要の動向に十分配慮し、配水ブロック・水道施設の統廃合と併せて検討しながら、無駄のない適正規模での施設整備に努める。具体的には、第1農場配水区と第2農場配水区の統廃合を図る。水需要に対し、能力が過大である施設については、更新時に適正な規模に見直す。水道施設の維持管理等、今後も民間委託は継続し、契約更新時に委託業務の拡大を検討する。料金の見直しは、経費の節減・収納率の向上等、でき得る限りの経営努力を実施した後、施設整備計画（策定予定）の下、必要な場合は、お客様と十分に協議し行う。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>平成27年度以降は、基準内繰出し金のみとなる予定である。</p>
4 その他	<p>災害対策、施設施設の耐震化等、建設改良費の増大が予想されるが、実施に当たっては、優先順位・収支バランスを見極めながら実施していく。企業債の発行に関しては、必要最小限とし、後年度負担の軽減に努める。</p>

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	36	36	36	35	35	36	36	36	36	36
年間総有収水量 (千m ³)	4,114	4,044	3,981	4,026	3,981	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
公称施設能力 (m ³ /日)	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840
1日最大配水量 (m ³ /日)	18,409	17,243	17,136	17,588	16,504	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
最大稼働率 (%)	65.59	64.20	63.85	65.53	61.49	63.71	63.71	63.71	63.71	63.71
供給単価 (円/m ³)	165.5	166.3	167.0	167.1	162.7	167.2	167.2	167.2	167.2	167.2
給水原価 (円/m ³)	169.3	166.2	164.7	166.4	172.9	161.0	158.2	157.7	156.9	156.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。